ID:　807

担当部署:　地域整備課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収（第99条の8第5項・第99条第1項の準用）
法令名 根拠条項	都市再開発法　第118条の28第2項
法令番号	昭和44年法律第38号

【基準】

準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第1項の規定による。

（費用の徴収）

第99条　市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

備考

設定年月日	令和3年7月1日	**最終変更年月日**	年　月　日